

2014年度の経過と2015年度の取組みについて

I 2014年度地方公務員部会の取組み経過

一、機関会議、交渉等の実施状況について

1. 機関会議、行動等

2013年

- 1018 公務労協地方公務員部会第1回総会（Hメトロポリタンエドモント）
- 1029 公務労協地方公務員部会2014地方財政確立中央行動
中央集会（星陵会館・450名）、国会議員要請行動実施
- 1107 衆議院総務委員会傍聴行動（臨時・非常勤職員諸手当支給を可能とする地方自治法改正案）
- 1111 第1回幹事会（2014地方財政の取組み、公務員部長交渉等）
- 1126 臨時・非常勤問題に係る取組み作業チーム会議①
- 1216 臨時・非常勤問題に係る取組み作業チーム会議②

2014年

- 0107 第2回幹事会（給与制度総合的見直し、代表者会議議案等）
- 0108 臨時・非常勤問題に係る取組み作業チーム会議③
- 0117 第3回幹事会（代表者会議議案等）
- 0121 臨時・非常勤問題に係る取組み作業チーム会議④
- 0128 第1回代表者会議（Hメトロポリタンエドモント）
- 0128 第4回幹事会（全人連・総務省要請について等）
- 0219 第5回幹事会（地公法改正について等）
- 0225 臨時・非常勤問題に係る取組み作業チーム会議⑤
- 0313 第6回幹事会（地公法改正について等）
- 0320 地方公務員部会2014春季生活闘争3.20中央集会（日本教育会館・300名）
- 0320 臨時・非常勤問題に係る取組み作業チーム会議⑥
- 0328 第2回臨時総会
- 0328 第7回幹事会（地公法改正への国会対策等）
- 0408 臨時・非常勤問題に係る取組み作業チーム会議⑦
- 0410 衆議院総務委員会傍聴行動（能力及び実績に基づく人事管理の徹底、退職管理の適正の確保を内容とする地公法等の一部改正法案）

- 0410 第8回幹事会（4.22院内集会等）
- 0422 第9回幹事会（4.22院内集会等）
- 0422 地方公務員臨時・非常勤職員の処遇改善、雇用安定を求める院内集会（参議院議員会館1階講堂・195名）
- 0424 第10回幹事会（国会情勢等）
- 0513 第11回幹事会（人勧期に向けての今後の取組みについて等）
- 0515 地方公務員災害補償基金支部労働者側参与会議（自治労との共催）～16
- 0520 臨時・非常勤問題に係る取組み作業チーム会議⑧
- 0523 第12回幹事会（人勧期に向けての今後の取組み等）
- 0610 第13回幹事会（人勧期に向けての今後の取組み等）
- 0624 第14回幹事会（臨時・非常勤職員の処遇改善、雇用安定を求める取組み等）
- 0709 第15回幹事会（人勧期に向けての今後の取組み等）
- 0805 第16回幹事会（人勧期から秋季確定闘争に向けての今後の取組み等）
- 0821 第17回幹事会（秋季確定闘争に向けての今後の取組み）
- 0911 2014地方公務員賃金闘争交流集会（全電通ホール・270名）
- 1015 第18回幹事会（第3回総会について等）

2. 交渉等

2013年

- 1022 2014年地方財政確立に関わる地方六団体要請（町村議長会は11/5実施）／幹事
- 1023 2014年地方財政確立に関わる各政党要請（民主・社民・公明・生活）／委員長・書記長
- 1024 地公法の一部を改正する法律案（配偶者同行休業制度）に関する総務省協議／幹事
- 1025 地方財政確立に関わる財務省要請（地財担当主計官）／書記長
- 1025 地方財政確立に関わる総務省要請（自治財政局長）／書記長
- 1122 地公賃金・労働条件に関わる総務省交渉（公務員部長）／書記長

2014年

- 0206 全人連申入れ（2014春季要求）／議長・企画調整代表・幹事
- 0219 総務大臣申入れ（2014春季要求）／委員長
- 0226 地公法等の改正に係る総務省申入れ（公務員課長）／幹事
- 0226 特別交付税減額措置に係る総務省申入れ（自治財政局理事官）／幹事
- 0305 地公法改正に係る総務省交渉（公務員課長）／幹事
- 0411 民間給与実態調査に関わる全人連要請／議長・企画調整代表・幹事
- 0605 地方公務員「給与制度の総合的見直し」に関わる全国町村会・全国知事会要請／事務局長・事務局次長
- 0612 地公法成立による人事評価制度導入に関わる総務省申入れ（給与能率推進室長）／幹事
- 0616 地方公務員「給与制度の総合的見直し」に関わる全国市長会要請／事務局長・事務局次長
- 0624 「地方公務員の給与制度の総合的見直しに関する検討会」労組ヒアリング／事務局長・事務局次長

- 0701 臨時・非常勤職員の処遇改善、雇用安定に関する総務省交渉（公務員部長）／書記長
- 0808 2014年給与勧告等に関する全人連要請／議長・企画調整委員代表・幹事
- 0812 改正地公法運用通知に関わる総務省交渉（給与能率推進室長）／幹事
- 0815 2014年人事院勧告等に関わる総務大臣申入れ／委員長
- 0925 2014年人事院勧告等に関わる総務省交渉（給与能率推進室長）／幹事
- 1006 2014年人事院勧告等に関わる総務省交渉（公務員部長）／書記長

二、2014年度春闘期以降の経過と課題

1. 2014春闘期の取組み

地方公務員部会は、1月28日の第1回代表者会議で、2014春季生活闘争においては、連合方針を踏まえた公務労協および公務員連絡会全体の方針に結集して取り組むとともに、地方公務員に関わる課題として、①公務・公共部門等に働くすべての労働者全体の賃金の引上げ、②給与制度の総合的見直しについて、地方財政・地方経済に与える影響が大きいことから、問題点の共有化に向けた地方団体・首長等との連携の強化、③臨時・非常勤職員の均等待遇原則による雇用・労働条件の改善につながる法整備の実現、④雇用と年金の接続について、当面、全地方自治体での条例整備と十分な労使交渉・協議、合意のもとでの実施、の4つを重点に取り組むこと等を決定した。翌29日の公務労協主催による春季地方代表者説明会で、具体的な取組みの進め方等の周知徹底をはかり、春の取組みをスタートさせた。

地方公務員部会は、2月6日に全人連に、2月19日に総務大臣にそれぞれ春季要請書を提出した。関谷全人連会長は、「本年も各人事委員会の主体的な取組を支援するとともに、人事院、各人事委員会との意見交換に努める」「地方公務員の給与を取り巻く環境は、不透明な状況だが、中立かつ公正な第三者機関として、その使命を十分に果たしていく」と回答した。また、3月27日に総務大臣から「地方公務員の給与等については、地方公務員法の趣旨を踏まえ、各団体の議会において条例で定められるべきものである。総務省としては、国民・住民の理解と納得が得られる適正な内容とすべきものの考え方立ち、必要な助言を行っていく所存だ」等の要請内容に対する回答を引き出した。

3月20日には、公務員連絡会主催の春季生活闘争中央行動に合わせ、地方公務員部会2014春季生活闘争中央集会を実施し、民間組合の回答・決着状況を確認するとともに、中小・地場、非正規の賃上げはこれからであることから、連合・地方連合会に結集し、民間交渉に連帯・支援していく姿勢を確認した。

2. 2014人事院勧告期の取組み

人事院は8月7日、国家公務員の給与について2007年以来の引上げ勧告を行う一方、給与制度の総合的見直しについて、2015年4月より俸給表を2%、高齢層が多く在職する号俸について最大4%引き下げ、引下げにより生じる原資を地域手当やその他手当に配分することなどを主な内容とした勧告・報告を行った。

これを受けて公務員連絡会は、①俸給月額を7年ぶりに引上げ改定したこと等は一定の評価、②給与制度の総合的見直しについて、俸給水準引下げありきで本年勧告を行ったことは極めて遺憾、などを内容とする声明を発した。あわせて、政府（国家公務員制度担当大臣、厚生労働大臣）に対して、「本年の給与改定については、勧告通り実施すること」、「給与制度の総合的見直しに関わる勧告・報告については、われわれと十分交渉・協議を行い、その実施を見送る方針決定を行うこと」を要求した。

地方公務員部会は8月8日に全人連、8月15日に総務大臣に人事院勧告・報告を受けた地方公務員給与等の取扱いについて申入れを行った。

全人連に対して、給与制度の総合的見直しは「全国単位での官民比較を行う国家公務員内部の給与配分の変更であり、地方公務員に対してそのままの形での制度導入には問題がある」などと強く求めたのに対し、関谷全人連会長は、「人事院の勧告は必ずしも、これに従うべきものではないとは言え、今後、各人事委員会が勧告作業を行う上で、参考となるものであることから、その内容については、十分に吟味する必要がある」と回答した。

総務大臣に対して、給与制度の総合的見直しについて「地方自治体で導入しないよう対応すること」等を申し入れたのに対し、新藤総務大臣は、「地方公務員の給与については、地方議会で条例によって定められるのが原則。総務省としては、これまでも、国民・住民の理解を得られる適切な内容になっているかどうかについて必要な助言を行ってきている」と表明し、給与制度の総合的見直しに関しては、「有識者による検討会の中で、今回の人事院勧告で示された内容も含め総合的な検討をお願いしている」、「地域間で格差がある民間企業と公務員の給与をどのように整理していくかが課題」、「若年層の給与水準なども含め、総合的に勘案して進めていきたい」などと回答した。

総務大臣申入れ後、9月25日には幹事クラスによる給能室長交渉を行い、地方公務員部会の要求内容の検討状況、及び地方公務員の給与制度の総合的見直しに関する検討会の基本的方向性（以下、中間整理）に対する考え方を質した。また、10月6日には書記長クラスによる公務員部長交渉を行い、「地方公務員の給与については、各団体の議会において条例によって定められるものであり、総務省としては、国民・住民の理解と納得が得られる適正な内容とすべきもの、との考え方に立ち、必要な助言を行ってまいりたい」「給与制度の総合的見直しの地方における対応について

は、有識者検討会の提言、国家公務員給与の見直し方針を踏まえ、地方公共団体に対し、通知等により必要な助言を行ってまいりたい」等の最終回答を引き出した。

政府は、10月7日、公務員の給与改定に関する取扱いについて、①人事院勧告通り2014年の給与改定を行うとともに、給与制度の総合的見直しを行う、②国家公務員の給与制度の総合的見直しを踏まえ、地方公務員給与についても、人事委員会機能を発揮することなどにより地域民間給与のよりの確な反映など適切に見直しを行うよう要請する、③地方公共団体の適正な定員管理及び人件費の抑制に支障を来すような国の施策を厳に抑制するとともに、地方公共団体に対し、行政の合理化、能率化を図り、適正な定員管理の推進に取り組むよう要請する、等を閣議決定した。

また、総務省は同日、「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」副大臣通知を発出し、地方公共団体において閣議決定の趣旨に沿った対処をするよう要請した。地方公務員の給与は、地方自治の本旨と地方分権の理念に基づいて、当該地方自治体の条例で定めるものであり、当該自治体の自主的・主体的判断で決定されるべきものであることから、各自治体において、当局との交渉・協議を行っていく必要がある。

なお、本年の人事院勧告において、諸手当に関する勧告が行われている。そのうち、①交通用具使用者の通勤手当について、距離の区分に応じて100円～7,100円引上げ、②寒冷地手当について、支給要件・水準は維持することとし、10年ぶりに更新されたメッシュデータに伴い級地区分の見直し（指定解除となる地域には経過措置あり）を行うこととした。

また、給与制度の総合的見直しに関連して、①地域手当の、級地区分・支給割合の見直し、②単身赴任手当について、基礎額を7,000円（23,000円から30,000円）、加算額を2,000円～25,000円引上げ、③本府省業務調整手当の係員・係長級をそれぞれ2%相当額の引上げ、④管理職特別勤務手当の平日深夜（0時～5時）勤務に対する手当を支給することとした。

さらに、再任用職員に、単身赴任手当等一部手当の支給について、必要な改正を行うこととしている。

民間調査結果に基づく手当に関しては、その改善に向け、各自治体において、条例改正等に向けた必要な対応を進めていく必要がある。

10月21日現在、44の都道府県、22の政令市等の人事委員会勧告が行われている。多くの人事委員会では本年の公民比較にもとづき月例給・一時金の引上げ勧告が行われ、給与制度の総合的見直しについては、先行する政令市の人事委員会においては、国や他自治体の動向を見ながら検討を進めるとしている一方で、都道府県の人事委員会は、国に追従する形での見直しを勧告している。

勧告を行った自治体においても、実質的な給与水準は、各級・号俸の在職実態に応じて、給料表の増設や、手当への配分、現給保障の設定などの措置が行われてお

り、この間の人事委員会対策の一定の成果と言える。

3. 雇用と年金の確実な接続をめぐる状況

人事院は、本年の報告において、2013年3月の閣議決定（再任用の原則化）及び、2014年4月に公布された改正国家公務員法の附則（政府は、2016年度までに、国家公務員の定年の段階的な引上げ等の措置を検討すること）に触れ、国家公務員の再任用の現状等を明らかにした。

定年退職後に年金が支給されない期間が初めて生じた2013年度定年退職者の再任用の状況として、「定年退職者のうち再任用希望者の割合、実際に再任用された職員の割合がともに前年度に比べ増加した一方、その在職実態は、短時間再任用、係長級・主任級であることが多い」ことなどを挙げている。一方で、民間企業の状況については、継続雇用された者全員をフルタイムとしている企業の割合が、管理職級約92%、非管理職級83%、定年退職時と同格の職に就けるケースもある企業の割合が、管理職級約43%、非管理職級約59%であるとして、再任用後の勤務時間や職務に関し、公務と民間との差異を明らかにしている。

その上で、2016年4月（2015年度末退職者）から、報酬比例部分の年金支給開始年齢が62歳に引き上げられることから、①公務外活用、②業務運営、定員配置の柔軟化、③60歳前からの人事管理見直し、などの他、民間企業のようにフルタイム中心の勤務を実現するため、雇用と年金の接続の在り方を検討していく必要があると報告している。

引き続き、定年年齢引上げの実現に向けた取組みを迫及していく必要がある。

また、再任用者の諸手当について転居を伴う異動の増加が避けられない状況が生じていること等を踏まえ、単身赴任手当、広域異動手当、新幹線通勤手当を2015年4月から支給できるようにすることとした。

4. 改正地方公務員法等をめぐる取組み

(1) 国会対策について

第186通常国会において、衆参総務委員会での審議を経て、4月25日、「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案（閣法）」が成立した。

この間、地方公務員部会として、法案審議に際し、とりわけ人事評価制度の導入に関し、①4原則2要件を具備した制度とすること、②人事評価を処遇に反映する場合は労使交渉による合意を前提とすること、③等級別基準職務表は、条例ではなく規則が適切であること、等の立場から、民主党と連携し、国会対策を強化してきた。

人事評価制度の導入に関する政府答弁として「地方公共団体における人事評価

の透明性、客観性、納得性を確保するための枠組みの構築が大事」「職員をはじめ十分な周知と相互の理解を」との発言を引き出したことは、今後、労使の十分な協議と合意のもとで進めていく必要性を担保させたものと理解するものの、等級別基準職務表の在り方に関しては、規則ではなく条例による位置づけに固執する内容に終始し、極めて不十分な答弁となった。

(2) 総務省対策について

総務省は、6月9日に改正地公法の説明会を開催し、自治体当局に対し2015年4月から人事評価制度の試行を開始して2016年4月から本格実施を行うスケジュールを示した。地方公務員部会は6月12日に申入れを行い、①人事評価制度の導入にあたっては、4原則2要件の担保、組合との十分な交渉・協議、合意に基づくこと、②処遇への反映にあたっては、より納得性のあるものとするため十分な試行期間を設けること、③実施状況を検証し必要な制度見直しを行うよう各自治体へ周知を図ること、④等級別基準職務表の条例化及び職名ごとの職員数の公表にあたっては、自治体の規模・組織構造に違いがあることから、各自治体の主体的判断を尊重すること、などを要請した。

これに対し、三橋給与能率推進室長は、人事評価制度の導入に関して、「評価の公正性、透明性、客観性、納得性を担保するために、各地方公共団体において、その枠組みを適切に構築することが重要」、「人事評価制度自体は、労使交渉の対象となる勤務条件に該当するものではない」としつつも、「制度の円滑な導入と運用のためには、職員への十分な周知と相互の理解を踏まえながら、進めていくことは重要」との認識を示した。また、具体運用に関して、「本格実施の前に、一定の試行期間を設け、その試行を踏まえ、制度の構築を行うとともに、本格実施後でも必要に応じて制度の改善を図っていくことが重要」、「各地方公共団体の規模や組織構造等に応じて、等級別の基準職務の内容は異なってくるもの」、「職務給原則の徹底を図るという改正法の趣旨を十分に踏まえ、職員数の公表について、各地方公共団体における規模や組織構造等を踏まえ、適切な運用がなされるよう必要な助言等を行っていききたい」などと回答した。

その後8月15日には、「人事評価制度の仕組み及び整備・運用、退職管理制度の運用に係る留意事項」（以下、運用通知）を発出し、人事制度評価制度導入や等級別基準職務表条例化の義務化などに向けて準備を進めている。この運用通知発出に関し、総務省交渉を行ったものの、「法律に従って粛々と準備する」、「円滑な導入と実施・活用が図られるよう必要な助言・情報提供に努める」との回答にとどまったため、引き続き総務省対策を強化していく必要がある。

(3) その他

衆議院総務委員会において「地方公務員の政治的中立性の確保のための地方公務員法等の一部を改正する法律案」（日本維新の会提出）が継続審議とされている。その主な内容は、地方公務員の政治的行為について、国家公務員と同様に制限を

加え、違反した場合の罰則を設けるため、地方公務員法、教育公務員特例法、地方公営企業等労働関係に関する法律、地方独立行政法人法、政治資金規正法の改正を行うものである。公務労協に結集し、各種法案の成立阻止に向けた取組みを強化していく必要がある。

5. 臨時・非常勤職員をめぐる取組み

これまで、署名行動や院内集会などの大衆行動を背景に、地方自治法改正案国会対策、総務省交渉などに取り組み、①非常勤職員への諸手当の支給を可能とする法整備、②パートタイム労働法の趣旨や労働契約法改正の動向をふまえた法整備、③労働基準法の遵守など、臨時・非常勤職員の雇用安定・労働条件改善に向けた取組みを進めてきた。

4月22日、「臨時・非常勤職員の処遇改善、雇用安定を求める院内集会」を開催し、臨時・非常勤職員の現状や直面する課題や地方公務員部会としての今後の取組み、各構成組織・地方段階での取組みなどについて意思統一を行った。

7月1日、総務省公務員部長交渉を実施し、地方公務員における臨時・非常勤職員の処遇や雇用に関する現状や課題を踏まえ、公務職場の臨時・非常勤職員の処遇に関する総務省の具体の対応について問い質した。

これに対し、三輪公務員部長は、地方公共団体における臨時・非常勤職員の任用等に関し、「まずは地方公共団体が、制度の趣旨や勤務の内容に応じて、任用・勤務条件をしっかりと確保できるよう責任を持って適切に対応すべきもの」との認識を示した上で、「2009年通知の趣旨が必ずしも周知徹底されていないケースがある」ことや、「2009年通知発出以後、新たな制度改正や裁判例などの動きがあった」ことなどから、「改めて地方公共団体宛にわれわれとしてしっかりと留意していただくべき点について、改めて通知を発出することにしたい」と回答、その後7月4日に「臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等について」（以下、総務省通知）を発出した。

総務省通知では、2009年通知の再徹底をはかるとした上で、任用について地公法など関係法の趣旨に基づいた運用を求めるとともに、各種休暇についての制度整備、法令上根拠のない空白期間を設けている実態など、現行制度下における処遇改善に向けた対処策としての課題を再整理し、昇給や再度の任用に関しても一歩踏み込んだ内容となっている。また、通知の趣旨を徹底するため「任用等に関する質疑応答集」（以下、質疑応答集）を作成している。

総務省交渉でも、「通知発出に当たっては、関連する各種通知や事例なども示しながら、都道府県・市町村を問わず十分にその趣旨が徹底されるようにしていきたい。全国会議のみならず、各種ブロック会議などの場もしっかりと活用し、丁寧に説明していきたい」などと言及されており、今回出された総務省通知が、臨時・非常勤職員の勤務条件の向上と、当該職員の雇用不安の解消に繋がるよう、総務省交渉や

国会対策を継続しつつ、地方自治体当局がそれを受けた対応を行うよう、当局への要請等を積極的に進めなければならない。

6. 地方財政をめぐる状況

(1) 2015地方財政をめぐる現状について

「中期財政計画」（2013年8月閣議決定）では、「国・地方を合わせた基礎的財政収支について、2015年度までに2010年度に比べ赤字の対GDP比を半減、2020年度までに黒字化、その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す」としている。

2015年度までの目標達成のためには、国・地方の基礎的財政収支の赤字額を2013年度の34兆円から、2015年度に17兆円程度に減らす必要があるとし、赤字の大宗を占める国の一般会計の基礎的財政収支赤字について2014・2015各年度4兆円ずつ減らし、2013年度の23兆円から2015年度には15兆円程度に圧縮することを目指す。地方財政についても、地方財政の安定的な運営の観点を踏まえ、国の歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源の総額については、2014年度及び2015年度において、2013年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。また、歳出特別枠等をリーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていく必要があるとした方針を示している。

2015政府予算編成に向けて、2014年6月には、「経済財政運営と改革の基本方針2014」（以下、骨太方針）が閣議決定され、「中期財政計画に定められた方針に基づき、地方財政の健全化を図る、歳入については地方税の増収、歳出については必要な課題の財源を確保するなどメリハリを効かせて重点化・効率化を図る」とした。

7月25日には、2015年度予算編成の指針となる概算要求基準が閣議了解され、「2015年度予算は、『中期財政計画』に沿って、2014年度予算に続き、民需主導の経済成長と財政健全化目標の双方の達成をめざし、メリハリのついた予算とし、施策の優先順位を洗い出し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するとしている。地方交付税交付金及び地方特例交付金の合計額については、『中期財政計画』との整合性に留意しつつ要求する」とされた。

その後8月29日には、2015年度の概算要求が公表された。総務省の概算要求に関しては、要求の考え方として、「地方の一般財源総額について、2014年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保」、「地方交付税については、本来の役割が適切に発揮されるよう総額を確保するとともに交付税率の引上げを事項要求する」、「東日本大震災の復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、地方の所要の事業費及び財源を確実に確保」などとしている。地方交

付税については、16.0兆円を要求しているが、景気回復による地方税収の増加を見込み、昨年度より8,000億円強少なく、3年連続の減額となっており、財政格差の拡大を一層深刻化するものにつながりかねない。また、給与関係経費については、0.2兆円増の他、一般行政経費となる社会保障費の自然増に1.0兆円が充当されている。

厚労省の概算要求は、高齢化に伴う社会保障費の自然増を含め、今年度当初予算に比べ3%増の31兆6,688億円とし、過去最大となった。増税分は全額社会保障の財源化を謳っている消費税率10%引上げが決まっていないため、要求では消費増税を前提とした子ども・子育て支援の充実や、財政が厳しい国民健康保険への国費投入など1.8兆円強（地方負担含む）分は「事項要求」としている。

今後地方交付税の維持・増額をはじめとした地方財政の確立に向け、関係団体等への要請行動、地方組織役員・関係議員を対象とした情勢認識を共有化するための学習会、議会对策など積極的な取組みを進めていかなければならない。

(2) 2013年度特別交付税の取扱いについて

地方公務員部会は、2014年2月26日、2013年度特別交付税の取扱いについて総務省交渉を実施し、諸手当などの支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、特別交付税を減額するという措置を取らないよう申し入れた。これに対して、総務省は「諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体については、それぞれ超過支給額等をそれぞれの自治体の特別交付税の額から減額している。これは現行省令で恒久措置として位置付けているもので、今年度も省令に基づいた措置を講じていく」とする一方で「地方公務員給与削減要請に対して、要請どおり実施しなかった地方自治体に対しては、大臣が繰り返し答弁しているように、財政面からの制裁的措置は講じない」と回答した。

7. 労働安全衛生体制の確立

(1) 公務災害補償の取組み

これまでの地方公務員部会と地方公務員災害補償基金（以下、地公災）との交渉・協議により、2012年3月、地方公務員部会の要求を一定程度反映した地公災理事長通知「精神疾患等の公務災害の認定について」等が示された。5月15～16日、理事長通知との趣旨を踏まえた基金支部審査会における対応、同通知との周知徹底をはかるための自治体当局交渉等の充実等に資するため、自治労との共催で「地公災基金労働側参与会議」を実施した。今後、理事長通知にある「職場の労働安全衛生体制確立のポイント」を踏まえ、労働安全衛生体制の確立をめざし労使交渉に十分活かすことが求められる。また、公務災害認定に関わる裁判闘争などを通じて認定基準や運用の見直しにつなげていくためにも、諸情勢については十分情報交換をしていく必要がある。

(2) 被災地の地方公務員のメンタルヘルス対策について

総務省は、岩手・宮城・福島県、当該県内の市町村を対象に、2012年度に実施したメンタルヘルス対策の内容、2012・13年度に実施あるいは予定・検討中のメンタルヘルス対策等について調査を行い、2014年2月に「東日本大震災に係る地方公務員に対するメンタルヘルスの対策の実施状況及び取組について」実態調査結果（速報）を取りまとめた。これによれば、7割超の自治体がメンタルヘルス対策事業を行っていたことが明らかになった一方で、「実施していない」（以下、未実施）が28.3%存在することが明らかになった。未実施の理由については「検討または実施する時間がなかった」50.0%、「被害が小さかった等の理由により、必要性が低いと判断したため」41.7%となっている。

被災地の職員のメンタルヘルス等、労働安全衛生改善に関する課題は長期的課題である。被災地の現状、課題について各構成組織間で十分な共有化をはかるとともに、総務省、地公災との情報共有化・交渉・協議を引き続き行っていく必要がある。

Ⅱ 2015年度地方公務員部会活動方針

1. 賃金・労働条件に関わる取組み

【2014秋季闘争の取組み】

総務省は、「地方公務員の給与制度の総合的見直しに関する検討会」で議論を進めており、中間整理に引き続き年内をめどに「最終報告」をとりまとめることとしている。今後も議論の動向に注視するとともに、「最終報告」策定に際し、組合側をはじめ地方の意見反映に取り組む。

地方公務員部会は、引き続き地方公務員の給与については地方自治体の自主的・主体的な決定を尊重すること、特に、地方公務員への給与制度の総合的見直しの実施について、財政的ペナルティなども含め強要につながらないよう、総務省対策を強化する。

各構成組織は、地方公務員の生活を守るための月例給・一時金の引上げと4月からの遡及適用を求めるとともに、給与制度の総合的見直しについて、格差の拡大、給与水準の引下げに強く反対し、同一価値労働同一賃金の実現を図ることを基本に自主的・自律的決着を求め自治体賃金確定の取組みを進める。

【2015年度活動方針】

- (1) 公務員連絡会と連携し、賃金確定期、春季生活闘争期、人事院勧告期などにおいて、賃金・労働条件の改善に向け、取組みを進める。
- (2) 公務におけるワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、超過勤務縮減、休暇・休業制度の拡充、労働時間短縮のための人員確保等の施策の構築に向け、取組みを進める。また、メンタルヘルスを含む健康管理体制の充実、職場の労働安全衛生体制の確立、福利厚生の実施等について、一層の推進を求める。
- (3) 改正地方公務員法による人事評価制度をより納得性のあるものとするため、総務省に対し、労使協議と4原則2要件の確保、十分な試行期間を設けること、その上で評価結果の給与等への反映は慎重に行うこと、また等級別基準職務表の条例化及び職名ごとの職員数の公表にあたっては、自治体の規模・組織構造に違いがあることから、各自治体の主体的判断を尊重することを求める。

2. 臨時・非常勤職員の処遇改善、雇用安定を求める取組み

【2014秋季闘争の取組み】

これまでの署名行動や院内集会、国会対策、総務省交渉などの取組みを進めてきたことから、総務省通知及び質疑応答集を出させたことは1つの到達点として評価

できる。今後、地方公務員部会は、各自治体への通知の趣旨の周知徹底をはかるよう、総務省に対し求める。また、各構成組織は、総務省通知及び質疑応答集、都道府県・市町村別総務省調査資料を学習及び活用し、地域の実情に即した課題に対する取組みを進める。

【2015年度活動方針】

- (1) 臨時・非常勤職員の処遇改善、雇用安定に向け、総務省と交渉・協議を進める。
とりわけ、総務省通知及び質疑応答集が発出されたことを踏まえ、総務省通知が実効あるものとなるよう求めるとともに、通知の趣旨の周知を徹底するよう求める。
- (2) 地方公務員についても、パートタイム労働法、労働契約法の趣旨の適用を引き続き求める。
- (3) 非常勤職員へ諸手当を支給できるようにするため、地方自治法の改正を引き続き求める。

3. 地方財政確立に関わる取組み

【2014秋季闘争の取組み】

地方歳出の一方的な削減が危惧される中、地方財政の確立に向け、連合とも連携しながら取組みを進める。

地方財政に関わる今後の大きな課題は、歳出特別枠・交付税の別枠加算を含めた一般財源総額の確保とともに、給与費について、「2014年度（平成26年度）給与改定所要額（約2,000億円）」を含めた増額を確実なものにすることであり、その実現に向けた取組みを進める。

地方公務員部会として、地方財政の確立を目的とし、委員長・書記長・幹事クラスによる地方六団体、政府、政党要請を行う。

【2015年度活動方針】

安倍政権は、「まち・ひと・しごと創生本部」を立ち上げ、187回臨時国会を「地方創生国会」とし、地方創生を最重要課題と位置づけている。

地方創生の基本方針として、①若い世代の就労・結婚・子育て支援、②「東京一極集中」の是正、③地域の特性に即した課題の解決をあげているが、具体的な施策は見えていない。

安倍総理は「経済は上向きになっている」「全国津々浦々に浸透させる」と発言するものの、生活実感として地方を中心に景気回復を感じられないことは、各種世論調査によっても明らかとなっている。

このような中、地方の活性化は必要不可欠であり、少子・高齢化対策、地域医療

の確保、環境保全など、地域の行政需要を的確に反映させ、地域公共サービスの実態に見合った財源保障を実現していかなければならない。地方公務員部会は、地方分権を重視し、地方交付税の拡充などの地方財政の確立をめざし、地方団体、政府・政党に対する要請行動等の取組みを強化する。

4. 労働基本権確立等の取組み

【2014秋季闘争の取組み】

4月11日に、政府提出の改正国家公務員法案が成立した。

自律的労使関係に関しては、「職員団体と所要の意見交換を行いつつ合意形成に努める」との附帯決議をもとに、引き続き、国会対策を強化する。あわせて、地方公務員に関しても、基本法附則第2条、及び法案審議の際の総務大臣答弁（国家公務員の動向を踏まえながら対応する必要あり）をふまえ対応を強化する。

【2015年度活動方針】

地方公務員部会は、協約締結権の付与による自律的労使関係制度の確立を引き続きの課題とし、公務労協、連合に結集し、国家公務員制度改革基本法に定められた自律的労使関係制度の措置等の公務員制度改革に取り組む。

5. 雇用と年金の確実な接続に向けた取組み

- (1) 公務労協に結集し、報酬比例部分の支給開始年齢に係る次期引上げが行われる2016年4月を目標とした段階的定年延長の実現に向け、取組みを進める。
- (2) 定年延長実現までの間、雇用と年金の確実な接続を図るため、すべての自治体で再任用制度を確立し、再任用を希望する定年退職者全員の雇用の確保に向け、取組みを進める。
- (3) 2015年10月に被用者年金が一元化されることを含め、再任用職員の生活水準引上げ及び労働条件の改善に向け、取組みを進める。